

飼料添加物フィターゼの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

フィターゼは、フィチン酸を分解する反応を触媒する酵素の総称であり、無機リンを遊離させることで、リンの利用率を向上させる。

フィターゼは、*Aspergillus niger* が産生するものが、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、平成 8 年に飼料添加物として指定されている。

今回、要望のあったフィターゼは、*Buttiauxella* P1-29 株由来のフィターゼ産生遺伝子を *Trichoderma reesei* に導入し、産生させたものである。

海外では、EU、米国等で既に使用されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、平成 30 年 5 月 21 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

要望のあったフィターゼについて、新たに基準及び規格を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は鶏、うずら及び豚用飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の手続を進める。